

# 2026年4月施行の改正物流効率化法により、保有車両台数 150 台以上※の貨物自動車運送事業者は「特定貨物自動車運送事業者等」として指定の手続きが必要となります。

## ● 特定貨物自動車運送事業者等には、下記の取組が義務付けられます。

① 中長期計画の作成	特定貨物自動車運送事業者等は、判断基準を踏まえ、努力義務である「運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加（積載効率の向上等）」の実施に関する中長期的な計画を作成・提出する必要があります。
② 定期報告	特定貨物自動車運送事業者等の指定を受けた事業者は、毎年度、法第 34 条に規定する物流の効率化に関する努力義務への取組状況について、「定期報告書」を提出する必要があります。

## ● 特定貨物自動車運送事業者等が行う必要のある手続は以下のとおりです。

<b>2026年</b> 5月末締切	<b>届出・指定</b> （規則第 7 条） 特定貨物自動車運送事業者等として、自らの貨物自動車運送事業及び第二種貨物利用運送事業の用に供する貨物自動車の数が基準（150 台）を超える場合は、国土交通省に届出を行い、特定事業者の指定を受ける。
<b>2026年</b> 10月末締切	<b>中長期計画の策定</b> （規則第 10 条） 輸送網の集約や配送の共同化に向けた事業者間協議などの長期的な対応を含めて計画。 2026 年は10月末締切、毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がない限りは5年ごと7月末締切
<b>2027年</b> 7月末締切	<b>定期報告の提出</b> （規則第 11 条） 判断基準の取組に係る進捗状況を記載 2027 年以降毎年7月末締切

手続方法は裏面をご覧ください。

※輸送能力としての車両台数は、前年度末の保有台数により届出の要否を判断することとなります。また、車両台数には被けん引車も含まれます。そのため、セミトレーラーの場合、けん引車（トラクターヘッド）の台数と被けん引車（シャーシ）の台数を合算したものを車両台数としていただくようお願いいたします。

例えば、中型トラック 50 台、大型トラック 75 台、ヘッド 10 台、シャーシ 15 台を所有している事業者の輸送能力は 150 台となり、特定貨物自動車運送事業者等に該当します。



国土交通省



公益社団法人  
全日本トラック協会

# 特定貨物自動車運送事業者等が行う届出等の手続方法

改正物流効率化法に関する届出・指定等の手続きは、  
原則、**「e-Gov 電子申請」**にて  
**オンライン申請**をお願いいたします。

e-Gov 電子申請



<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



「手続分野分類から探す」から  
大分類「国土交通」→ 中分類「物流」→ 小分類「物流効率化法」で検索



- 操作マニュアルや各種様式は国土交通省のホームページからダウンロードいただけます。  
[https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu\\_freight\\_mn1\\_000034.html](https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000034.html)



- 申請には「G Biz ID」が必要となります。以下のサイトからアカウントの作成をお願いいたします。  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



詳しくは  
**「物流効率化法」理解促進  
ポータルサイト**をご確認ください

物流効率化法 ポータルサイト

